

名古屋都市計画地区計画の変更（長久手市決定）

都市計画さつきが丘地区計画を次のように変更する。

名 称		さつきが丘地区計画	
位 置		長久手市長配三丁目の一部	
面 積		約3.1ha	
区域の整備開発又は保全の方針	地区計画の目標	本区域は市の南部に位置し、西側は秋ヶ池公園に接している。長湫東部土地区画整理事業の施行により必要な道路及び宅地の整備が行なわれ、現在一戸建ての緑豊かなゆとりある街区環境が形成され、本市における模範的な住宅地区である。 この良好な街区環境を将来にわたって維持、発展させていくことを本地区計画の目標とする。	
	土地利用の方針	良好な住宅市街地として環境保全を期するため、建築物等の規制、誘導を積極的に推進し、一戸建て住宅を中心とした郊外住宅地にふさわしい良好で緑あふれ、ゆとりある居住環境の形成をはかる。	
	建築物等の整備方針	建築物は一戸建て住宅を中心とした低層住宅地とし、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の高さの最高限度、建築物の壁面の位置の制限、建築物の意匠の制限、かき又はさくの構造の制限を行ない、ゆとりをもった良好な住宅環境の維持、保全をはかる。	
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途制限	建築物の用途については、次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1) 専用住宅（一戸建て） (2) 一戸建て住宅で延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、建築基準法施行令第130条の3の1号又は6号に掲げる用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が25平方メートルを超えるものを除く。） (3) 公益上必要な建築物で建築基準法別表第2（い）項第9号に掲げるもの (4) 前各号の建築物に附属するもの
		建築物の敷地面積の最低限度	230平方メートル
		建築物の高さの最高限度	9メートル
		建築物の壁面の位置の制限	1. 道路境界線（計画図（その2）に表示するA、B、C、D道路と敷地との境界線に限る。）から建築物の外壁又はこれに代る柱の面（以下、「外壁等」という。）までの距離は、2メートル以上とする。 2. 隣地境界線（計画図（その2）に表示するE線に限る。）から外壁等までの距離は、1メートル以上とする。 3. 1、2以外の敷地境界線から外壁等までの距離は、0.75メートル以上とする。

		かき又はさくの構造の制限	かき又はさくは生垣あるいは透視性のあるフェンス、鉄さく等とし、ブロック塀等これに類するものは設置してはならない。ただし、フェンス等の基礎でブロック等これに類するものの高さが0.6メートル以下のもの、又は門柱にあつてはこの限りでない。
		建築物の意匠の制限	屋根及び壁の色彩は、健全な住宅地にふさわしいものとする。

「区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

(理由)

本市の地区計画条例(建築基準法第68条の2)における、地区計画の表現・語句の整合を図るため地区計画を変更する。なお、表現・語句の修正は改正された建築基準法に準拠する。